

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第1節 租特法第90条の5～第90条の6の2共通関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) 特定揮発油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「揮発油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された揮発油（<u>関暫法別表第一第2710・11号の1の(1)のCの(1)</u>に掲げるもの）をいう。</p> <p>(8)～(18) (省 略)</p> <p>第2節 租特法第90条の5（（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付）関係）</p> <p>(「特定揮発油等」の範囲)</p> <p>1 輸入した<u>関暫法別表第一第2710・11号の1の(1)のCの(1)</u>に掲げる揮発油、同表第2710・11号の1の(2)のBの(2)の(i)及び第2710・19号の1の(1)のBの(2)の(i)に掲げる灯油並びに同表第一第2710・11号の1の(3)の(1)及び第2710・19号の1の(2)の(1)に掲げる軽油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、特定揮発油等には該当しないのであるから留意する。</p>	<p>第1章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第1節 租特法第90条の5～第90条の6の2共通関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) 特定揮発油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「揮発油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された揮発油（<u>関暫法別表第一第2710・11号の1の(1)のCの(b)の(1)</u>に掲げるもの）をいう。</p> <p>(8)～(18) (省 略)</p> <p>第2節 租特法第90条の5（（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付）関係）</p> <p>(「特定揮発油等」の範囲)</p> <p>1 輸入した<u>関暫法別表第一第2710・11号の1の(1)のCの(b)の(1)</u>に掲げる揮発油、同表第2710・11号の1の(2)のBの(2)の(i)及び第2710・19号の1の(1)のBの(2)の(i)に掲げる灯油並びに同表第一第2710・11号の1の(3)の(1)及び第2710・19号の1の(2)の(1)に掲げる軽油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、特定揮発油等には該当しないのであるから留意する。</p>